

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

[illegible]

注 10) 提出書類は、HP (<https://www.east-mikawa.jp/2275.htm>)にて確認してください。

※ 事前相談が必要ですが、広域連合構成市町村内であっても所在する市町村を越えて移転する場合は、事業所番号が変更となります。その場合は、変更日を必ず毎月1日にして、変更届を変更日の2ヵ月前の末日までに提出してください（この場合の提出書類は別途お示しします）。
※ 届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください